

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	地方公共団体情報システム標準化に対応した生活保護システムへの移行等について（委託内容の変更）
----	--

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（電算処理、外部結合、業務委託）

（担当部課：福祉部生活福祉課、保護担当課）

事業の概要

事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した生活保護システムへの移行
担当課	生活福祉課、保護担当課
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）（以下、「標準化法」という。）に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応し、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
対象者	生活保護受給者（日本国籍を有しない者を含む）、中国残留邦人等に対する支援給付受給者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>生活保護システムについては、標準化基準（標準仕様書）に適合した情報システム（以下「標準準拠システム」という。）の利用を義務付ける、「標準化法」が令和3年9月1日に施行され、令和7年9月の国標準準拠システムへの移行を予定していた（令和5年度第10回新宿区個人情報保護管理運営会議了承済み）。</p> <p>その後、社会情勢の急激な変化を踏まえた大規模な法改正が行われたことにより、現行システムと国標準準拠システムの双方に対応する必要性が生じた。その結果、開発リソースの分散及びIT人材の需要の高まりを受け、委託事業者のみで国標準準拠システムへの移行に対応することが困難となったため、標準化移行作業における開発検証及び保守支援作業を円滑に実施できるよう、専門的な知識を有する事業者へ委託業務の一部を再委託する。</p> <p>また、国標準準拠システムへの移行時期については、令和8年7月に延期する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>(1) 電算処理</p> <p>「標準化法」に基づき生活保護受給世帯に対する法内援護を処理するシステムを「生活保護システム標準仕様書」に準拠したシステムへ移行する。また、生活保護システムと密接に関連する中国残留邦人等支援給付金システムについてもガバメントクラウドへ移行するにあたり、機能改修を行う。</p> <p>(2) 外部結合</p> <p>生活保護システム標準化にあたり、デジタル庁が提供するガバメントクラウド上にて事業者が構築する標準準拠システムを運用し、ガバメントクラウドとの結合を行う。併せて、中国残留邦人等支援給付金システムについてもガバメントクラウドとの結合を行う。</p> <p>(3) 業務委託</p> <p>① 生活保護システム標準化にあたり、前項(1)電算処理および(2)外部結合に係るシステムへの移行業務を委託する。</p> <p>② 前項①において移行した生活保護システムについて、運用保守業務を委託する。</p> <p>(4) 再委託</p> <p>必要な人材を確保できるよう、体制を整備する必要があるため、開発検証及び保守支援作業について、一部再委託を行う。</p>

	<p>3 対象者</p> <p>生活保護受給世帯数（令和7年11月時点）</p> <ul style="list-style-type: none">・受給世帯数・・・・・・・・ 8,241 世帯・受給人員・・・・・・・・ 9,110 人 <p>中国残留邦人等支援給付金受給世帯数（令和7年11月時点）</p> <ul style="list-style-type: none">・受給世帯数・・・・・・・・ 20 世帯・受給人員・・・・・・・・ 28 人 <p>※個人情報の流れは、資料59-1のとおり</p>
--	--

件名 地方公共団体情報システム標準化に対応した生活保護システムへの移行について

※太字ゴシック(下線)が、令和5年度第10回新宿区個人情報保護管理運営会議承認済の内容からの変更箇所

保有課(担当課)	生活福祉課、保護担当課				
登録業務の名称	生活保護受給世帯に対する法内・法外援護、中国残留邦人等に対する支援給付				
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 生活保護受給者(日本国籍を有しない者を含む)、中国残留邦人等に対する支援給付受給者 2 記録項目 資料59-2のとおり 3 記録するコンピュータ 生活保護システム、中国残留邦人等支援給付金システム (ガバメントクラウド上に構築) 				
新規開発・追加・変更の理由	「標準化法」に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応し、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。				
新規開発・追加・変更の内容	<p>生活保護システムで管理している生活保護業務を新たにガバメントクラウド上に構築する「標準化法」に準拠した生活保護システムへ移行する。また、生活保護システムと密接に関連する中国残留邦人等支援給付金システムについてもガバメントクラウドへ移行するにあたり、機能改修を行う。</p> <p>なお、一部の標準化対象外事務(東京都自立促進事業、健全育成費等)に関しては、生活保護システムのパッケージとして提供される密接関連業務システムへ移行し、ガバメントクラウド上で一体的な情報管理・運用を行う。</p>				
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	別紙チェックリストのとおり				
新規開発・追加・変更の時期	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年1月4日から令和8年7月20日まで(予定)</td> <td style="text-align: center;">移行期間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和8年7月21日から(予定)</td> <td style="text-align: center;">本稼働</td> </tr> </table>	令和6年1月4日から令和8年7月20日まで(予定)	移行期間	令和8年7月21日から(予定)	本稼働
令和6年1月4日から令和8年7月20日まで(予定)	移行期間				
令和8年7月21日から(予定)	本稼働				

件名 地方公共団体情報システム標準化に対応した生活保護システムの外部結合 について

※太字ゴシック(下線)が、令和5年度第10回新宿区個人情報保護管理運営会議承認済の内容からの変更箇所

保有課(担当課)	生活福祉課、保護担当課
登録業務の名称	生活保護受給世帯に対する法内援護・法外援護、中国残留邦人等に対する支援給付
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>1 個人の範囲 生活保護受給者(日本国籍を有しない者を含む)、中国残留邦人等に対する支援給付受給者</p> <p>2 記録項目 資料59-2のとおり</p>
結合の相手方	デジタル庁(ガバメントクラウドの運用主体)
結合する理由	標準化法第10条において、標準準拠システムの利用においてはガバメントクラウドの利用を第一に検討することとされており、セキュリティ面やコスト面等が優れていることから、デジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムに構築する生活保護システム等を利用する必要があるため。
結合の形態	情報戦略課が提供する区イントラ端末から、ガバメントクラウド接続サービスを利用して、生活保護システム等が構築されているガバメントクラウドに結合する。
結合の開始時期と期間	令和8年7月(予定) (次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

件名 地方公共団体情報システム標準化に対応した生活保護システムへの移行に係る業務の委託について

※太字ゴシック(下線)が、令和5年度第10回新宿区個人情報保護管理運営会議承認済の内容からの変更箇所

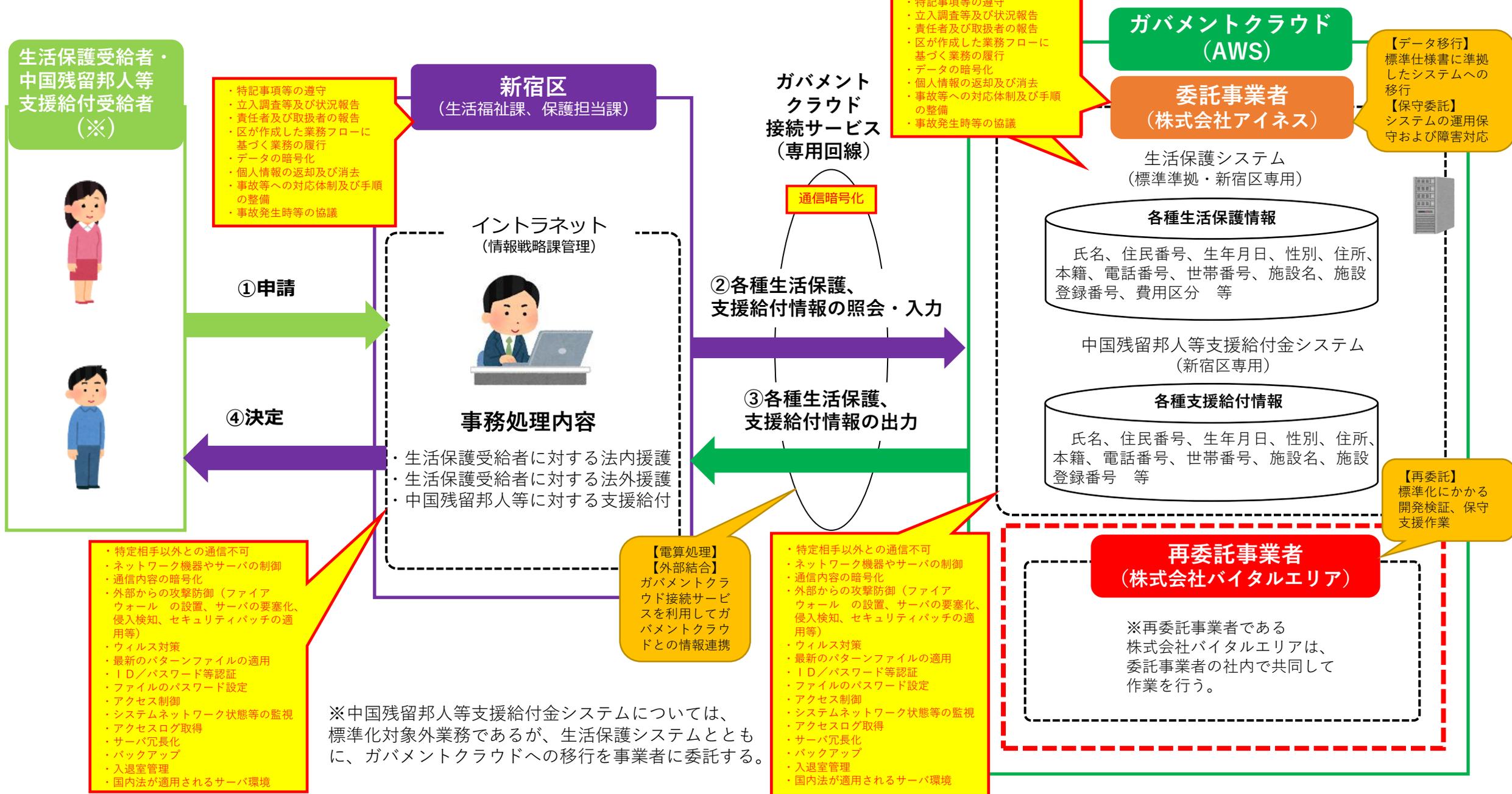
保有課(担当課)	生活福祉課、保護担当課
登録業務の名称	生活保護受給世帯に対する法内援護・法外援護、中国残留邦人等に対する支援給付
委託先	株式会社アイネス(特命随意契約) ※情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証取得
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	1 対象者 生活保護受給者(日本国籍を有しない者を含む)、中国残留邦人等に対する支援給付受給者 2 情報項目 資料59-2のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(生活保護システム及び中国残留邦人等支援給付金システム)
委託理由	「標準化法」に基づき、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする地方公共団体情報システムの標準化に対応するため。 なお、生活保護システムおよび中国残留邦人等支援給付金システムは、プロポーザルを経て平成21年1月から上記事業者のシステムを導入し、以後保守委託契約を締結している。また、標準システム移行にあたり、令和5年2月に生活保護システムを保有し本区の保守対応可能なベンダー(6社)に調査したところ、本区が当初予定していた令和7年9月までに移行作業を実施可能なベンダーは上記事業者以外になかったため、本移行作業は同社に委託する。 標準化法に基づく環境構築委託及び保守業務を行うにあたっては、高度な専門技術や知識を有し、現行の生活保護システム等を熟知している上記事業者に業務を委託することで、円滑な移行作業の実施が期待できる。
委託の内容	「標準化法」に基づき作成された、「生活保護システム標準仕様書」に準拠したシステムへの移行業務を委託する。 また、移行したシステムについて、システムの運用保守および障害対応を委託する。
委託の開始時期及び期限	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

件名 地方公共団体情報システム標準化に対応した生活保護システムへの移行等 について

※太字ゴシック(下線)が、令和5年度第10回新宿区個人情報保護管理運営会議承認済の内容からの変更箇所

保有課(担当課)	生活福祉課、保護担当課
登録業務の名称	生活保護受給世帯に対する法内援護・法外援護、中国残留邦人等に対する支援給付
委託先(再委託先)	<p>【委託先】 株式会社アイネス(特命随意契約) ※情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証取得</p> <p>【再委託先】 株式会社バイタルエリア ※プライバシーマーク取得事業者</p>
再委託に伴い事業者に処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>1 対象者 生活保護受給者(日本国籍を有しない者を含む)、中国残留邦人等に対する支援給付受給者</p> <p>2 情報項目 氏名、住民番号、生年月日、性別、住所、本籍、電話番号、世帯番号、施設名、施設登録番号、費用区分、施設入(退)所日、在籍入(退)院日、加算認定・取消月、生活保護費、収入認定額、委託(施設)事務費、生活歴(生育歴、職歴、病歴、居住歴、現在の生活状況、資産状況、居住喪失に至った要因やその背景、居宅生活を営む上で必要となる基本的な項目(生活費の金銭管理、服薬の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション)に関する本人の能力や本人の抱える課題、住民票や戸籍の状況、負債の有無、家族の有無やその関係、生活用品や携帯電話の有無、居宅の確保や日常生活を営むことができるか検討する上で参考となる事項)、資格情報、医療券情報、調剤券情報、個人番号(マイナンバー)</p>
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(生活保護システム及び中国残留邦人等支援給付金システム)
再委託理由	委託先社員のみで対応することが困難となり、標準化移行作業における開発検証作業を円滑に実施するため。
再委託の内容	開発検証、保守支援作業
再委託の開始時期及び期限	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
再委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
委託先(再委託先)に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

※今回の付議内容は、赤点線の部分について、委託業務の一部（開発検証、保守支援）を再委託する。



生活保護システム管理項目

氏名、住民番号、生年月日、性別、住所、本籍、電話番号、世帯番号、施設名、施設登録番号、費用区分、施設入(退)所日、在籍入(退)院日、加算認定・取消月、生活保護費、収入認定額、委託(施設)事務費、生活歴(生育歴、職歴、病歴、居住歴、現在の生活状況、資産状況、居住喪失に至った要因やその背景、居宅生活を営む上で必要となる基本的な項目(生活費の金銭管理、服薬の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション)に関する本人の能力や本人の抱える課題、住民票や戸籍の状況、負債の有無、家族の有無やその関係、生活用品や携帯電話の有無、居宅の確保や日常生活を営むことができるか検討する上で参考となる事項)、資格情報、医療券情報、調剤券情報、個人番号、面接相談世帯情報、面接相談個人情報、申請世帯情報、申請個人情報、検診情報、調査依頼情報、戸籍調査情報、扶養義務者情報、扶養義務者調査情報、決定世帯情報、保有資産情報、決定個人情報、決定一時情報、進学準備給付金情報、就労自立給付金情報、訪問予定実績情報、課税調査情報、就労・自立支援_対象者情報、就労・自立支援_判定情報、就労・自立支援_支援内容情報、就労・自立支援_結果、就労・自立支援_求職活動情報、査察指導情報、援助方針情報、ケース診断会議情報、ケース記録情報、備忘録情報、医療基本情報、意見書情報、医療継続情報、治療材料券継続情報、治療材料券情報、施術券継続情報、施術券情報、病状調査情報、長期入院患者情報、診療報酬明細情報、介護基本情報、介護継続情報、介護券情報、本人支払額情報、福祉用具等給付情報、請求情報、支給情報、戻入管理情報、債務者情報、折衝記録、債権内容情報、納付計画情報、調定情報、収納情報、督促情報、催告情報、決裁情報、口座情報、他法活用情報、法資格情報、医療機関情報、関係機関情報、福祉事務所情報、民生委員情報、担当員情報、学校基準額情報、学校情報、業者情報、施設情報、公営住宅情報、金融機関情報、金融機関店舗情報、介護事業者情報、介護事業者サービス情報、支援措置対象者情報、住登外者宛名基本情報、被保護者情報

中国残留邦人等支援給付金システム管理項目

氏名、住民番号、生年月日、性別、住所、本籍、電話番号、世帯番号、施設名、施設登録番号、費用区分、施設入(退)所日、在籍入(退)院日、加算認定・取消月、支援給付費、収入認定額、委託(施設)事務費、生活歴(生育歴、職歴、病歴、居住歴、現在の生活状況、資産状況、居住喪失に至った要因やその背景、居宅生活を営む上で必要となる基本的な項目(生活費の金銭管理、服薬の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション)に関する本人の能力や本人の抱える課題、住民票や戸籍の状況、負債の有無、家族の有無やその関係、生活用品や携帯電話の有無、居宅の確保や日常生活を営むことができるか検討する上で参考となる事項)、面接相談世帯情報、面接相談個人情報、申請世帯情報、申請個人情報、検診情

報、調査依頼情報、戸籍調査情報、扶養義務者情報、扶養義務者調査情報、決定世帯情報、保有資産情報、決定個人情報、決定一時情報、訪問予定実績情報、課税調査情報、就労・自立支援_対象者情報、就労・自立支援_判定情報、就労・自立支援_支援内容情報、就労・自立支援_結果、就労・自立支援_求職活動情報、査察指導情報、援助方針情報、ケース診断会議情報、ケース記録情報、備忘録情報、医療基本情報、意見書情報、医療継続情報、治療材料券継続情報、治療材料券情報、施術券継続情報、施術券情報、病状調査情報、長期入院患者情報、診療報酬明細情報、介護基本情報、介護継続情報、介護券情報、本人支払額情報、福祉用具等給付情報、請求情報、支給情報、戻入管理情報、債務者情報、折衝記録、債権内容情報、納付計画情報、調定情報、収納情報、督促情報、催告情報、決裁情報、口座情報、他法活用情報、法資格情報、医療機関情報、関係機関情報、福祉事務所情報、民生委員情報、担当員情報、業者情報、施設情報、公営住宅情報、金融機関情報、金融機関店舗情報、介護事業者情報、介護事業者サービス情報、支援措置対象者情報、住登外者宛名基本情報、被支援者情報

3 電算処理にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	情報保護対策
開発等を委託する場合 における区が行う 情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を実施するとともに、結合先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	システム上で不要となった電子データを削除し、電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、結合先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに結合先と今後の対応を協議する。
	○	区のシステム機器設置場所へ委託先が入退室する場合は、管理（申請、承認、記録）を行う。また、委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施するよう指導するとともに、個人情報データの持出しを禁止する。
	○	プログラムの移行等を行う場合は、外部記録媒体の管理を行い、利用時は第三者漏えいがないようパスワードを施す等、利用制限を設ける。
	○	入力及び取込みテストにおいては、ダミーデータを使うよう指導する。
	○	実データを使用した検証作業は、区職員が実施する（委託先には、必要な支援のみ行わせる）。
	○	モバイルパソコン等の電子計算組織を持込む場合は、事前に区の許可をとらせ、用途は、社内事務連絡、設計書等の閲覧に限定させる。また、委託先のモバイルパソコン等と区のネットワーク、システム機器及びUSB等の記録媒体と接続をさせないように、区の職員が立ち会う。
○	データ項目定義の修正漏れによるシステム不具合等が無いよう、双方で事前に綿密なスケジュール計画やチェックシートを作成して実施する。なお、稼働にあたっては必ず仮移行を行うこととし、本稼働はシステムを使用していない時間帯（時間外・休日）に実施し、十分な検証を行う。	
開発等を委託する場合 における区が行う 情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。
○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。	

3 電算処理にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	情報保護対策
開発等を委託する場合における委託先に行わせる情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を受けさせるとともに、結合先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	システム上で不要となった電子データを削除させ、電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
	○	区のシステム機器設置場所へ委託先が入退室する場合は、区の管理（申請、承認、記録）に従わせる。また、委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告をさせ、区が承認した後に実施させるとともに、個人情報データの持出しを禁止させる。
	○	プログラムの移行等を行う場合は、外部記録媒体の管理を行い、利用時は第三者漏えいがないようパスワードを施す等、利用制限を設ける。
	○	入力及び取込みテストにおいては、ダミーデータを使わせる。
	○	実データを使用した検証作業は、区職員が実施する（委託先には、必要な支援のみ行わせる）。
	○	モバイルパソコン等の電子計算組織を持込む場合は、事前に区の許可をとらせ、用途は、社内事務連絡、設計書等の閲覧に限定させる。また、委託先のモバイルパソコン等と区のネットワーク、システム機器及びUSB等の記録媒体と接続をさせないように、区の職員の立会いに応じさせる。
	○	データ項目定義の修正漏れによるシステム不具合等が無いよう、双方で事前に綿密なスケジュール計画やチェックシートを作成して実施する。なお、稼働にあたっては必ず仮移行を行うこととし、本稼働はシステムを使用していない時間帯（時間外・休日）に実施させ、十分な検証を行わせる。
開発等を委託する場合における委託先に行わせる情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とさせる。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピュータウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。 システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。

4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	情報保護対策
区が行う情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を実施するとともに、結合先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	システム上で不要となった電子データを削除し、電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、結合先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに結合先と今後の対応を協議する。
区が行う情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピュータウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。 システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。

4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	個人情報保護対策
結合先に行わせる 個人情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を受けさせるとともに、結合先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	システム上で不要となった電子データを削除させ、電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
結合先に行わせる 個人情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とさせる。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピュータウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。
○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。	

5 業務委託にかかる個人情報保護対策チェックリスト

(電磁的媒体・紙媒体の取扱い)

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「－」	情報保護対策
委託にあたり区が行う 情報保護対策 【運用上の対策】	○	契約にあたり、「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	契約履行の間、特記事項に基づき立入り調査等を実施するとともに、委託先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告するよう指導する。
	○	全体の業務フローを作成し、委託先と共有する。
	○	個人情報を含むデータを作成する必要がある場合は、パスワードを付してデータを暗号化する。また、電磁的媒体（DVD-R等）とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、鍵付きカバン等を使用して、手渡しで行うよう指導する。
	－ （電子データのみ の取扱いのため）	個人情報を手交する場合は、鍵付きカバン等を使用して運搬する。
	－ （電子データのみ の取扱いのため）	個人情報の受渡しにあたっては、管理簿に記載する。管理簿には、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認記録票に記録し、履歴を追跡できるようにする。
	－ （電子データのみ の取扱いのため）	個人情報は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管する。
	○	業務履行後、個人情報が記録された電磁的媒体（DVD-R等）、紙媒体及びパスワード通知書は返却し、電子データは消去するよう指導する。また、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、委託先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに委託先と今後の対応を協議する。	
委託にあたり区が行う 情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピュータウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。
○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。	

5 業務委託にかかる個人情報保護対策チェックリスト

(電磁的媒体・紙媒体の取扱い)

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「－」	情報保護対策
委託事業者に行わせる 情報保護対策 【運用上の対策】	○	契約にあたり、「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	契約履行の間、特記事項に基づき立入り調査等を受けさせるとともに、委託先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定させ、区に報告させる。
	○	区が作成した業務フローに基づき、業務を行わせる。
	○	個人情報を含むデータを作成する必要がある場合は、パスワードを付してデータを暗号化させる。電磁的媒体（DVD-R等）とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、鍵付きカバン等を使用させ、手渡しで行わせる。
	－ (電子データのみの取扱いのため)	個人情報を手交する場合は、鍵付きカバン等を使用して運搬させる。
	－ (電子データのみの取扱いのため)	個人情報の受け渡しにあたっては、管理簿に記載させる。管理簿には、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認記録票に記録し、履歴を追跡できるようにさせる。
	－ (電子データのみの取扱いのため)	個人情報は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管させる。
	○	業務履行後、個人情報が記録された電磁的媒体（DVD-R等）、紙媒体及びパスワード通知書は返却させ、電子データは消去させる。また、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。	
委託事業者に行わせる 情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。
○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。	